

4.3 ヒアリを含めた特定外来生物対策の推進について

(財務省、国土交通省、環境省)

【内容】

- (1) ヒアリの早期発見及び早期駆除を図るため、海外から貨物が到着する港での水際対策を徹底するとともに、内陸部でヒアリが確認されていることから、確認地点周辺での調査及び拡散防止対策を継続して実施すること。
- (2) ヒアリは、その定着国・地域からのコンテナにより侵入する可能性が高いことから、海外での貨物の積み込み時における予防的防除が実施されるよう関係国、関係者に働きかけること。
- (3) 自治体関係者等に対してヒアリの確認情報等を迅速かつ正確に提供するとともに、国民に対してヒアリの確認や防除のための正確な情報を分かりやすく周知すること。
- (4) ヒアリ以外の特定外来生物についても、生態系、人の生命・身体、農林水産業に対して大きな被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、国民の不安や危機感が高まっていることから、国としてしっかりと侵入防止、防除に取り組むこと。
- (5) 侵略性が高いと考えられる新たな外来種が発見された場合は、特定外来生物への指定の検討を迅速に進めること。

(背景)

- 6月9日に尼崎港で特定外来生物ヒアリが国内で初めて確認されて以降、愛知県内でも6月から10月にかけて5か所でヒアリが確認された。このうち、7月10日には、春日井市内の倉庫において内陸部で国内初のヒアリが確認されている。
- ヒアリは、人が刺された場合、体質によってはアナフィラキシー・ショックを起こす可能性があるなど人体に危険な生物である。また、一旦定着すれば根絶することは困難となるため、侵入監視による早期発見、早期駆除により定着前に根絶を図ることが極めて重要と考えられる。
- 全国のヒアリ確認事例をみると、定着国や地域からのコンテナ内に付着し、国内に侵入してくることから、輸出元側での防除対策を検討する必要がある。
- 本県では、ヒアリの確認以降、港湾関係者、市町村等との連携を強化するとともに、ホームページを通じた県民の方々への注意喚起、県民の方々からの問合せ窓口の設置等に取り組んでおり、国からの迅速かつ正確な情報提供等が必要である。
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律では、生態系等への影響を踏まえて、環境大臣等が特定外来生物の防除を実施することとされている。
- 7月に名古屋港で、侵略性の高い外来生物「ブラウジングアント」と疑われるアリが国内で初めて確認され、一部の専門家から生態系の影響について警戒を促す意見が出されている。

(参 考)

1 本県のヒアリの確認状況

番号	確認地点	確認日	確認状況	備 考	積出港
1	愛知県弥富市 (名古屋港)	6月30日	コンテナヤード： コンテナ外部	7 個体	南沙港 (中国)
2	愛知県春日井市	7月10日	事業者敷地内：倉庫	1 個体 (内陸部初)	南沙港 (中国)
		7月12日		5 個体	
	愛知県飛島村 (名古屋港)	7月12日	コンテナヤード： コンテナ内	11 個体	
3	愛知県弥富市 (名古屋港)	8月4日	空コンテナヤード： コンテナ内	約 100 個体	アモイ港 (中国)
4	名古屋市港区 (名古屋港)	9月1日	事業者敷地内： コンテナ内	約 1,000 個体 (女王 1 個体)	天津港 (中国)
5	愛知県弥富市 (名古屋港)	10月3日	コンテナヤード： 緑地	2 個体	不明

2 本県のヒアリに係る対応

(1) 国と連携した調査・防除の実施

- ヒアリ確認地点の周辺 2 km 程度の調査（名古屋市、春日井市、弥富市、飛島村）
- ヒアリ分布地域からの定期航路を有する港湾での調査・防除（名古屋港、三河港）

(2) ホームページによる県民への注意喚起（6月30日～）

県内でのヒアリ確認状況、ヒアリの特徴や刺された時の対応、ヒアリと思われるアリを見つけた場合の連絡先

(3) ヒアリに係る問合せ窓口の設置（6月30日～）

相談件数：340件（10月23日現在）

(4) 関係団体等への注意喚起

庁内関係部局、市町村、荷主・運送事業者、県医師会、学校 等

3 本県内で確認された特定外来生物

外来生物法により132種の動植物を国が特定外来生物に指定（平成29年9月現在）しており、そのうち、ヒアリ、アカカミアリ、カミツキガメ、セアカゴケグモ等29種類が県内で確認されている。